

高知県へき地医療支援病院認定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「高知県保健医療計画」に基づき、「高知県へき地医療支援病院」を認定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 県内のへき地医療を確保するため、へき地における巡回診療、定期的な医師の派遣や代診医の派遣によるへき地診療所への診療支援、へき地診療所の管理・運営、およびへき地医療拠点病院への医師派遣によるへき地診療所の間接的支援に自主的かつ継続的に取り組む病院を「高知県へき地医療支援病院」として認定し、多くの医療機関からのへき地医療支援を促進する。

(認定の対象となる医療機関)

第3条 「高知県へき地医療支援病院」として認定の対象となる医療機関は、自主的に次の事業のいずれか1つ以上に取り組む、高知県内で開設する病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう）とする。

(1) 巡回診療等によるへき地住民の医療確保

(2) へき地診療所（ただし、開設者が同一の場合を除く）への診療支援（定期的医師派遣、代診医派遣）

(3) へき地医療拠点病院への医師派遣によるへき地診療所の間接的支援

(4) へき地診療所の管理・運営（出張診療所の開設、指定管理者として運営）

ただし(1)～(4)については、延べ診療日数または医師の延べ派遣日数が年間53日以上となる場合に限る。

(申請手続)

第4条 「高知県へき地医療支援病院」の認定を受けようとする病院は、別記第1号様式及び必要書類を、県に提出しなければならない。

(認定手続)

第5条 知事は、申請書類による書面審査とともに、必要に応じて現地調査等を行い、認定が適当であると認められる病院に対しては、別記第2号様式により認定書を交付する。また、認定しないこととしたときはその旨を申請者に通知するものとする。

(計画書の提出)

第6条 認定を受けた病院は、認定の翌年度以降、当該年度の事業計画を別記第3号様式により、前年度の3月31日までに、県に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第7条 認定を受けた病院は、事業計画に対する実績について、別記第4号様式により、事業を実施した翌年度の4月30日までに、県に提出しなければならない。

(評価)

第8条 県は、毎年度実績報告書を基に、へき地医療支援会議において事業活動の評価を行い、必要に応じて認定を受けた病院に対して助言・指導を行う。

(認定の取り消し)

第9条 知事は、へき地医療支援会議において、事業活動が不十分であると評価された病院に対しては、認定を取り消す場合がある。

(調査)

第10条 知事は、認定を受けた病院に対し、その事業活動等を把握するための調査を随時行うことができる。

(附則)

この要領は、平成26年5月21日から施行する。

(附則)

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和6年9月26日から施行する。